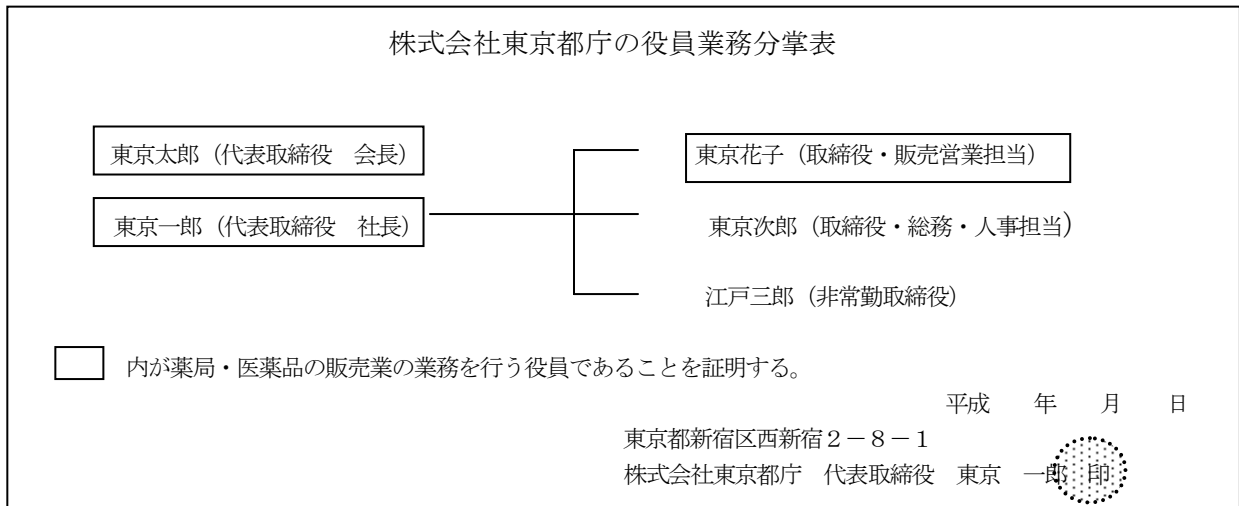


組織図又は分掌表（申請者が法人の場合の業務を行う役員）について

<組織図又は業務分掌表の記載例>



<注意>役員名は申請時におけるすべての役員（監査役・監事を除く）を記載して下さい。また、役員名の後に各役員の役職・担当業務を記載してください。（例：「代表取締役 社長」、「取締役・販売営業担当」等）

代表者の記名・押印（登記された印鑑による）が必要です。

《参考》法人の業務を行う役員の範囲は、平成18年5月25日付厚生労働省医薬食品局総務・審査管理・安全対策課長連名通知で、次のように示されています。

【法人の業務を行う役員の範囲】

- (ア) 合名会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
- (イ) 合資会社：定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- (ウ) 合同会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
- (エ) 株式会社（特例有限会社を含む。）
 - ：取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表する取締役及び当該許可申請に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び当該許可申請に係る業務を担当する執行役
- (オ) 外国会社：会社法第817条にいう代表者（日本における代表者）
- (カ) 民法法人、協同組合等：理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。